

24 経 第 158 号
平成 24 年 11 月 2 日

上田市上下水道審議会
会 長 柄 沢 衛 様

上田市長 母 袋 創 一

諮 問 書

上田市上下水道審議会条例第 2 条の規定に基づき、上下水道料金を下記のとおりとすることについて諮問いたします。

記

- 1 上下水道料金は、料金算定期間を平成 25 年度から平成 28 年度の 4 年間とし、据え置く。
- 2 別荘水道料金を廃止し、一般料金に統一する。

平成24年11月2日

上下水道審議会 資料1

上下水道局（経営管理課）

上下水道料金改定 諮問説明書

上下水道局
経営管理課

平成 25 年度から 28 年度までの上田市上下水道料金改定について

1 上下水道審議会における料金改定審議について

(1) 上下水道審議会の任務

上下水道審議会委員の任務については、上田市上下水道審議会条例第 2 条により、「上田市水道事業及び下水道事業の管理運営に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議をするものとする。」と規定されています。

(2) 料金改定見直し時期

料金体系は 4 年単位で見直すこととしており、平成 24 年度は、平成 25 年度から 28 年度の算定期間において、料金の改定が必要かどうかを見直す年度となっています。

(3) 上下水道審議会への諮問及び答申

上下水道料金を改定する場合には、市長が上下水道審議会へ改定内容を諮問し、審議会ではその内容を調査、審議の上、答申することとなっています。

今回、平成 25 年度からの料金改定について検討をしたところ、上下水道とも料金を据え置いても健全な経営が維持できる数値と判断できることから、上下水道料金を据え置きたいとすることについて諮問をするものです。

2 上下水道料金改定にかかる諮問事項について

上下水道料金の改定についての諮問事項は次のとおりです。

(1) 上下水道料金の据え置きについて

上下水道料金は、料金算定期間を平成 25 年度から平成 28 年度の 4 年間とし、据え置くこととしたい。

(2) 別荘水道料金の廃止について

別荘水道料金を廃止し、一般料金に統一することとしたい。

3 料金算定における財政方針と改定の考え方について

(1) 使用者からの料金をもとに、安心・安全な水の供給と環境保全を担う公営企業として、持続可能な経営を確立するため、戦略的な視点及び中長期の財源見通しを踏まえ、新たな財政方針により、事業の選択と集中による経費の削減と経営の効率化を図ります。

(2) 財政方針（別添資料）に基づき、料金算定のもととなる維持管理経費と減価償却費について、営業収支比率目標及び減価償却費抑制目標を設定し、

平成 25 年度から 34 年度までの上下水道事業計画を策定する中で、次期料金算定期間について、総括原価方式により改定率を算定しました。

- (3) 算定した結果、次期料金算定期間は、上下水道料金とも現行の料金を据え置いても健全な経営が維持できる数値が算出されたため、上下水道料金を据え置くこととしたい。
- (4) 別荘水道料金（須川湖ハイランド、菅平、獅子ヶ城）を廃止し、一般料金に統一することとしたい。

4 上下水道料金据え置き及び別荘水道料金を廃止する理由

(1) 上下水道料金の据え置きについて

① 料金収入の現状

- ア 前回の料金改定では、一般料金については平均改定率水道 Δ 1.0%、下水道 0%とし、合併後地域で異なっていた料金体系を、段階的な調整により平成 23 年 6 月に統一されました。
- イ 人口減少、節水意識の向上及び製造業等の大口需要の減少により使用水量が減少しています。
- ウ 下水管渠整備の進展により水洗化率は向上していますが、需要は微増に留まる状況です。
- エ 今後の需要回復は困難な見通しであり、料金収入は年々減少していく見込みです。

② 経費削減と支出抑制等の基本方針

- ア 収納率 99%の維持と水洗化を促進します。
- イ 民間委託化の検討及び発注方法等の見直しを図ります（アクションプログラム）。
- ウ 上下水道局事業計画、長寿命化計画に基づく計画的な施設更新、費用の平準化を進めます。
- エ 「営業収支比率」及び「減価償却費上限」の目標値を設定する中で、収益的支出の抑制、削減を図ります。
- オ 市全体における財政状況を勘案し、一般会計繰入金等の財政負担を軽減していきます。

③ 総括原価方式による平均改定率の算定と評価

- ア 上記①、②に基づき収支見込を行い、総括原価方式により平均改定率 ※を算定。

※ 算定期間において、維持管理費用等の総括原価に対し、現行料金体系による料金収入額が不足する割合。なお、充足する場合はマイナス（ Δ ）の値になります。

・ 上水道事業 △0.53%、下水道事業 △0.28%

※ 料金に換算した場合、水道料金は月額約 14 円（1ヶ月 2,619 円、口径 13 mm、20 m³使用とした場合）、下水道使用料は月額約 10 円（1ヶ月 3,649 円、20 m³使用とした場合）に相当します。

イ 上下水道とも、収入が支出を僅かに上回ることを示しており、次期算定期間は、現行の料金を据え置いても健全な経営を維持できる数値と判断しました。

(2) 別荘水道料金の廃止について

① 統一による効果とその影響

ア 統一による料金収入影響額は△9,000 千円/年、料金収入総額の 0.4%であり、今後の経営に与える影響は軽微であります。

イ 既存定住者への料金説明の明確化が図れるとともに、別荘所有者の定住化及び利用促進も期待できます。

ウ 今回の料金改定の検討においては、料金の不公平感の解消を考慮して別荘料金を廃止し、平成 25 年度から一般料金に統一すべきと判断しました。

エ 別荘水道料金の廃止に伴う条例改正として、上田市水道条例第 24 条にかかる別表 2 中、別荘水道料金部分を削除したい。

参考資料

上下水道現行料金一覧表

1 上田市水道条例（料金表抜粋）

別表2（第24条関係）

量水器の口径	基本料金（1月につき）	水量料金（1m ³ につき）
13mm	569円	1m ³ 以上10m ³ 以下 58円
20mm	1,480円	11m ³ 以上30m ³ 以下 147円
25mm	2,628円	31m ³ 以上50m ³ 以下 164円 51m ³ 以上 173円
30mm	4,732円	1m ³ 以上 173円
40mm	9,364円	
50mm	16,279円	
75mm	36,230円	
100mm	66,365円	
125mm	105,839円	
150mm	142,720円	

備考 水道料金の額は、消費税及び地方消費税を含む。

2 上田市下水道条例（料金表抜粋）

別表（第33条、第34条関係）

基本使用料（1月につき）	水量使用料（1m ³ につき）
1,229円	1m ³ 以上10m ³ 以下 69円
	11m ³ 以上30m ³ 以下 173円
	31m ³ 以上50m ³ 以下 185円
	51m ³ 以上100m ³ 以下 190円
	101m ³ 以上300m ³ 以下 195円
	301m ³ 以上 199円

備考 使用料の額は、消費税及び地方消費税を含む。